（三十一）　金属若しくは炭素をマトリックスとする複合材料若しくはラミネートされたもの、炭素繊維若しくは無機繊維又はこれらの設計、製造若しくは使用に係る技術を内容とする情報が記載され、若しくは記録された文書、図画若しくは記録媒体

（三十二）　電波の吸収材若しくは導電性高分子の材料又はこれらの設計、製造若しくは使用に係る技術を内容とする情報が記載され、若しくは記録された文書、図画若しくは記録媒体（四の項に掲げるものを除く。）

（三十三）　セラミックの複合材料又はその設計、製造若しくは使用に係る技術を内容とする情報が記載され、若しくは記録された文書、図画若しくは記録媒体

（三十四）　合金、その粉末又は合金材料の製造装置

（三十五）　チタン、アルミニウム又はこれらの合金を超塑性成形又は拡散接合するための工具

（三十六）　数値制御を行うことができる工作機械又はその設計、製造若しくは使用に係る技術を内容とする情報が記載され、若しくは記録された文書、図画若しくは記録媒体（一の項及び四の項に掲げるものを除く。）

（三十七）　歯車製造用の工作機械若しくはその部分品、附属品若しくは制御装置又はこれらの設計、製造若しくは使用に係る技術を内容とする情報が記載され、若しくは記録された文書、図画若しくは記録媒体（一の項及びこの項（三十六）に掲げるものを除く。）

（三十八）　原子周波数標準器又はその設計、製造若しくは使用に係る技術を内容とする情報が記載され、若しくは記録された文書、図画若しくは記録媒体

（三十九）　無線通信傍受装置若しくは通信妨害装置若しくはこれらの作動を監視する装置若しくはこれらの部分品又はこれらの設計、製造若しくは使用に係る技術を内容とする情報が記載され、若しくは記録された文書、図画若しくは記録媒体（二十八）に掲げるものを除く。）

（四十）　音波を利用した水中探知装置又はその設計、製造若しくは使用に係る技術を内容とする情報が記載され、若しくは記録された文書、図画若しくは記録媒体（十四）に掲げるものを除く。）

（四十一）　光検出器若しくはこれを用いた装置若しくはこれらの部分品又はこれらの設計、製造若しくは使用に係る技術を内容とする情報が記載され、若しくは記録された文書、図画若しくは記録媒体

（四十二）　レーダー若しくはその部分品又はこれらの設計、製造若しくは使用に係る技術を内容とする情報が記載され、若しくは記録された文書、図画若しくは記録媒体（四の項に掲げるものを除く。）

（四十三）　航法装置若しくはアビオニクス装置又はこれらの部分品の設計、製造又は使用に係る技術を内容とする情報が記載され、又は記録された文書、図画又は記録媒体（四の項に掲げるものを除く。）

（四十四）　潜水艇又はその制御装置（十四）に掲げるものを除く。）

（四十五）　排水量が一、〇〇〇トン以上の船舶に使用することができる防音装置

（四十六）　四の項（四）若しくはこの項（二十六）、（四十四）若しくは（四十五）に掲げる物資に係る技術又はこれらの物資の部分品、試験装置、検査装置若しくは製造装置に係る技術その他関連技術を内容とする情報が記載され、又は記録された文書、図画又は記録媒体

別表六の項（十三）の次に次のように加える。

（十三の二）	つづれ織物（外務省令・財務省令・国土交通省令で定めるものに限る。）
（十三の三）	磁器製の食卓用品（外務省令・財務省令・国土交通省令で定めるものに限る。）

別表七の項を次のように改める。

七	次に掲げる物資であって、外務省令・財務省令・国土交通省令で定めるもの （一）　航空機用燃料（ケロシン系のロケット用燃料を含み、五の項に掲げるものを除く。） （二）　ヘリコプター（五の項に掲げるものを除く。） （三）　船舶（五の項及び六の項に掲げるものを除く。）

別表八の項に次のように加える。

（八）	銅
（九）	ニッケル
（十）	銀
（十一）	亜鉛
（十二）	銅像その他の像

別表に次のように加える。

九	法第二条第一号イに掲げる物資にあっては一の項から七の項までに掲げるもののほか、同号ロに掲げる物資にあっては一の項から五の項まで及び八の項に掲げるもののほか、次のいずれかに資するおそれがある物資であって、外務省令・財務省令・国土交通省令で定めるもの （一）　北朝鮮の核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤若しくはこれらの散布のための装置又はこれらを運搬することができるロケット若しくは無人航空機の開発、製造、使用又は貯蔵 （二）　国際連合安全保障理事会決議第千七百十八号、同理事会決議第千八百七十四号及び第一条第一項に規定する同理事会決議により禁止された活動 （三）　（二）に規定する国際連合安全保障理事会決議により国際連合加盟国に課された措置の回避 （四）　北朝鮮の軍隊の運用能力の向上 （五）　北朝鮮からの輸出であって、北朝鮮以外の国際連合加盟国の軍隊の運用能力を支援し、又は強化するもの

附　則

この政令は、公布の日から起算して十五日を経過した日から施行する。

外務大臣　岸田　文雄
財務大臣　麻生　太郎
国土交通大臣　石井　啓一
内閣総理大臣　安倍　晋三

府令

○内閣府令第三十四号

災害対策基本法施行令（昭和三十七年政令第二百八十八号）第二十四条の規定に基づき、災害対策基本法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十九年六月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三